

液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) の確認について (案)

平成 21 年 1 月
高圧ガス保安協会
液化石油ガス部

1. 主旨等

液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) は、液化石油ガス法施行規則等で規定されている事項の詳細を KHK 基準として定めている。〈別添参照〉

現在、液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) は、次の 2 項目の基準により構成し、それぞれ液化石油ガス法令に当該基準が引用されている。

埋設管腐食測定器

供給管等に直流電流を流し、抵抗を測定し、腐食の進行状況を診断できる機器の基準。埋設管腐食測定器は、液化石油ガス法施行規則例示基準第 41 節において液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) に適合するものとされている。

バルク供給用電子式液面計

電子部品を用いて計測及び測定値を表示する液面計の基準。電子部品を使用した液面計は、バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示第 4 条第 8 号において液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) に適合するものとされている。

当協会の技術基準作成基本方針〈平成 17 年 9 月 13 日技術委員会承認〉3.(2)において「各技術基準は、制定、改正又は確認の日から少なくとも 5 年を経過する日までに最新の技術的知見に基づいたものか等の全体的な確認を行うこととする。」と規定されている。

液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) は、平成 15 年 3 月に制定したことから液化石油ガス法施行規則関係技術基準 (KHKS0739) の埋設管腐食測定器に関する基準及びバルク供給用電子式液面計に関する基準について事務局で精査したところ、特に改正すべき事項がないことから、液化石油ガス法施行規則関係基準分科会において検討した結果、液化石油ガス規格委員会に上申することとした。

2. スケジュール

液化石油ガス規格委員会

平成 21 年 1 月 26 日 (月)

以上